



# こども誰でも通園制度

乳児等通園支援事業の  
認可及び利用定員に関する意見聴取について



令和8年3月11日



## 認可・利用定員に関する意見聴取



**事業を実施する事業所の認可・確認にあたり  
児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき  
子ども・子育て会議の意見を伺います。**

児童福祉法第34条の15第4項  
子ども・子育て支援法第54条の2第3項  
を抜粋したものを、お手元に配布しています。



## こども誰でも通園制度とは

**保護者の就労要件にかかわらず、  
月一定時間までの利用可能枠の中で、  
時間単位で柔軟に利用できる  
新たな通園制度です。**

全てのこどもの育ちを応援し、  
こどもの良質な成育環境を整備するとともに、  
全ての子育て家庭に対して、  
多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化します。



## 対象児童

生後6か月から満3歳未満で  
保育所等に通っていない子ども

保育所等とは、  
保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所  
を指します。



# 対象児童

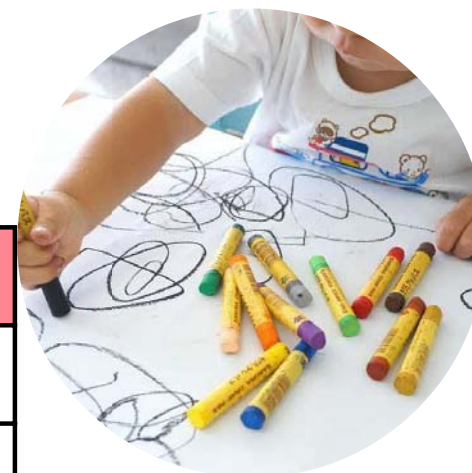
## 令和7年4月1日時点の白井市の児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
就学前児童数	239人	291人	286人	816人
対象児童数	85人	143人	152人	380人

### (参考) 近隣市の利用率

利用人数見込	21.3%	10.7%	0.7%	10.9%
--------	-------	-------	------	-------

本格実施を見据えた試行的事業を実施している近隣市の利用率です。



**利用可能枠**

**月10時間**

**保護者負担額**

**1時間あたり300円を標準として  
事業所が定める**



# 公定価格（予定）

※事業者を支払われる給付費

（基本単価）

こども一人あたり

0歳児 1,700円/時間

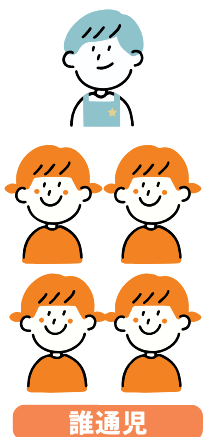
1・2歳児 1,400円/時間

そのほか、障害児加算、医療的ケア児加算、要支援家庭のこども加算、初回対応加算、生活困窮家庭等負担軽減加算、賃貸借加算、特別地域加算、保護者支援面談加算など、要件に応じた加算が設定される予定です。

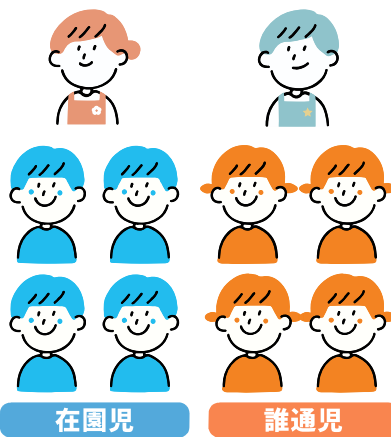


# 実施方法 一般型

## 専用室で実施



## 在園児と合同で実施

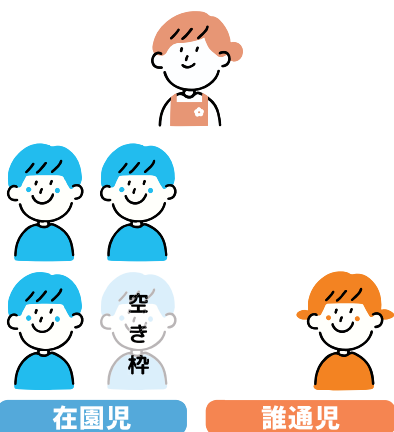


定員を別に設け、在園児と一緒に過ごします。



## 実施方法 余裕活用型

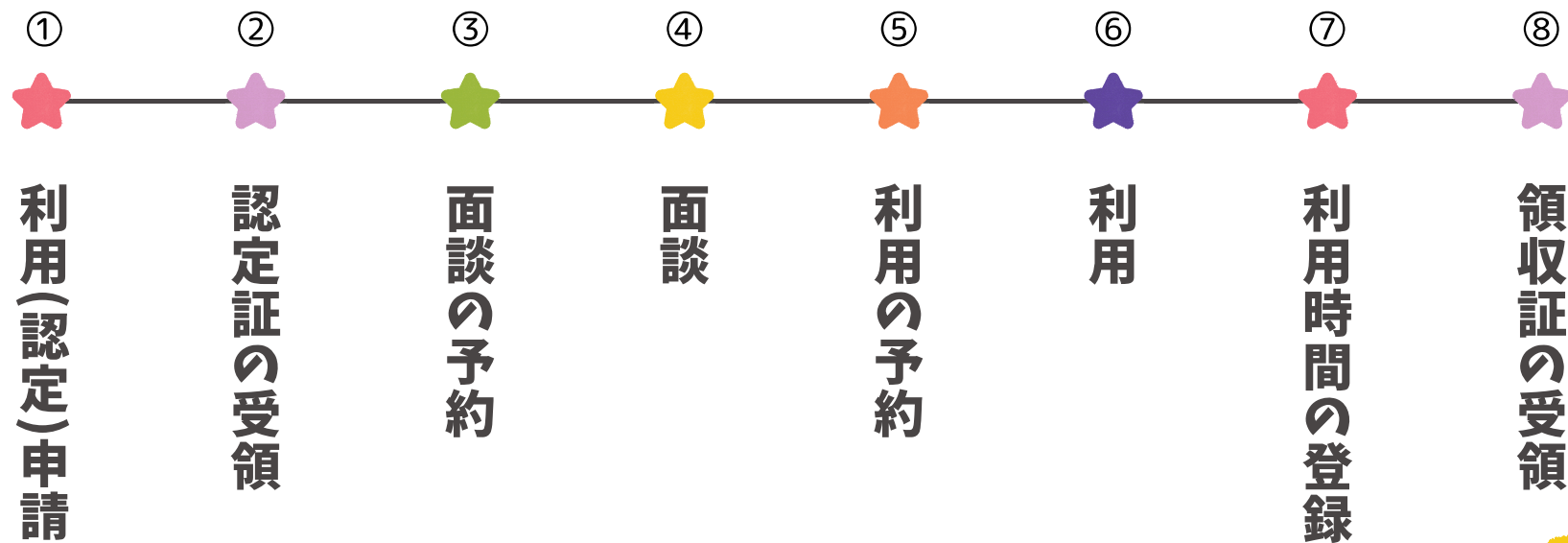
### 余裕活用型



保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の空き定員の枠を活用して受入れを行います。



# 利用の流れ



「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用します。

# スケジュール

**12月**

- 認可条例の制定
- 確認条例の制定
- 事業者との事前協議

**1月**

- 認可申請の受付
- 認可申請の審査

**2月**

- 令和8年度予算上程

**3月**

- 子子会議の意見聴取
- 認可・確認の決定
- 事業の周知
- 認定申請の受付

**4月**

- こども誰でも通園  
制度スタート



令和8年4月1日の開始に向け関係機関と調整を図ります。  
事業の周知は、市ホームページや広報、あかちゃん育児相談で行います。



## 認可・利用定員に関する意見聴取



### 一般型（令和8年4月1日開始）

意見聴取	種別	No	施設名称	運営主体	所在地	利用定員 /1時間あたり				最大利用可能時間数 /1日あたり  (利用定員×開所時間数)
						0歳	1歳	2歳	合計	
確認	保育所	①	清水口保育園	白井市	清水口2-8-1	2	2	2	6	6人×2時間 =12時間
確認	保育所	②	南山保育園	白井市	南山1-7-1	2	2	2	6	6人×2時間 =12時間



## 認可・利用定員に関する意見聴取



### 一般型（令和8年5月12日開始）

意見聴取	種別	No	施設名称	運営主体	所在地	利用定員 /1時間あたり				最大利用可能時間数 /1日あたり  (利用定員×開所時間数)
						0歳	1歳	2歳	合計	
認可 確認	幼稚園	③	英幼稚園	学校法人 高木学園	大山口2-2-2	0	0	12	12	12人×2時間 =24時間



## 認可・利用定員に関する意見聴取



### 余裕活用型（令和8年4月1日開始）

意見聴取	種別	No	施設名称	運営主体	所在地	利用定員 /1時間あたり (最大値)				最大利用可能時間数 /1日あたり  (利用定員×開所時間数)
						0歳	1歳	2歳	合計	
認可 確認	小規模 保育A型	④	ひなた保育園しろい	株式会社 アンフィニ	根235-2	3	8	8	19	19人×4時間 =76時間
認可 確認	小規模 保育A型	⑤	ひなた保育園 ふおるてしろい	株式会社 アンフィニ	根476-1	3	8	8	19	19人×8時間 =152時間

保育所等の利用定員の増減により変動します。



## 認可・利用定員に関する意見聴取

- ① 清水口保育園
- ② 南山保育園
- ③ 英幼稚園
- ④ ひなた保育園しろい
- ⑤ ひなた保育園ふおるてしろい



## 一時保育（一時預かり事業）

保護者の傷病などにより一時的に家庭での保育が困難となる時や、保護者がリフレッシュしたいときなど、育児などに伴う負担を解消するため、お子さまを一時的に保育する事業です。

市町村が実施主体となる補助事業  
地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、  
白井市においては、生後6か月から就学前までの子どもを対象に  
月15日までの預かりを、市内3施設で実施しています。

- ① 清水口保育園
- ② 南山保育園
- ③ ひなた保育園ふおるてしろい



○児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号）抜粋

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ 省略

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⑤ 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

⑥及び⑦ 省略

## ○子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）抜粋

## （特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

- 2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## （市町村等における合議制の機関）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第四項に規定する事項を処理すること。
  - 三 第五十四条の二第二項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 四 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 五 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4～5 省略